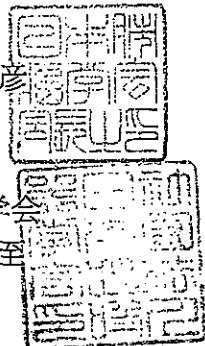


平成17年5月18日

厚生労働大臣  
尾辻 秀久 殿

日本肺癌学会

会長 藤澤 武彦



社団法人 日本呼吸器学会

理事長 堀江 孝至

結核予防法改正に伴う労働安全衛生法に基づく  
胸部エックス線検査の見直しについて

結核予防法の改正に伴って、労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査の見直しが検討されております。

もとより、労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査は、労働現場における結核感染を防止することを主たる目的としたものであり、近年の結核罹患率の減少のもとで、本来の意義が著しく低下していることは十分承知しております。しかしながら、胸部エックス線検査が労働安全衛生法において呼吸器系疾患を対象とする唯一の検査であることから、結核発見率が低下した今日でも、肺癌をはじめとする様々な呼吸器疾患の早期発見と、国民の中核をなす5000万労働者の呼吸器疾患に対する予防意識の喚起に、重要な役割を果たしていることも事実であります。

私どもは、今回の見直しによって、労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査が廃止もしくは著しく縮小された場合、国民の呼吸器疾患の早期発見と予防意識に後退が生じかねないことを危惧しており、なんらかの代替え策の導入が必要と感じております。

今日、わが国では年間約5万8千人が肺癌に因って死亡しており、男性では癌による死亡の第1原因となっています。また、最近の調査では500万人を超える慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者の潜在が推定されており、現在すでに10万人を超えている在宅酸素療法患者の約半数はCOPDに因っております。重要なことは、これらの疾患は早期発見によって救命あるいは進行を阻止し得るだけでなく、予防し得る疾患であります。

私どもは、今回の見直しにおいて、5000万労働者の呼吸器疾患の早期発見と予防のために、一定年齢以上および喫煙者に限定した胸部エックス線検査やスパイロメトリーの導入、また、出来うればヘリカルCT検査など、時代に即した積極的な施策への転換をはかって頂きますよう、切に要望いたします。